

東地申
第17号
~その6~

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」に関する団体交渉を行う!

第2項に入りました!

2. 東京支社管内において適正な労働時間管理を行うため「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、正しく運用すること。また、その趣旨から逸脱している場合は是正をはかること。

【会社回答】

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、必要により勤務実態の把握を行っており、引き続き、より適正な労働時間の把握と管理を徹底していく考えである。

上野運転区と
上野車掌区で
発生したこと

会社の都合でロッカーを移動させた場合 の取り扱いについて!

組合の主張	会社の回答
上野運転区と上野車掌区で行っているロッカーの移動について目的を明らかにすること。	上野運転区は耐震補強工事のためであり、上野車掌区は更衣室の湿気対策を行い、職場環境を改善するためである。いずれのロッカー移動も業務上の都合で移動することになるので、「お願い」として関係する社員に協力を求めている。
業務上の都合でロッカー移動が行われるため、ロッカー整理を行わなければならない状況である。これは、黙示の指示である。労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインでは「使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる」とされているので、労働時間として超勤をつけること。	ロッカーの移動についての社員周知を行い、ロッカー内の整理をお願いし、自主的に行ってもらっている。ロッカーについては便宜供与をしているが使い方には裁量がある。また、ロッカー内の私物および業務に必要な貸与品の整理については自分の時間となる。なお、勤務時間でロッカー内の整理を行えないわけではない。
過去には他箇所での同様なロッカー移動の際に、超勤になっているが、今回の取り扱いとの違いと考え方を明らかにすること。	状況は異なるので、個別で支社が判断している。なお、基本的な考え方は変わらない。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインには「労働時間の考え方」が示されている!

- ①使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定への服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業所内において行った時間
- ②使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保証されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手待ち時間」)
- ③参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

会社は、この3点を熟知した上で
労働時間ではなく、自分の時間で行うべきと主張!
会社に対し、業務に必要なロッカー移動であり
労働時間であることを通告!

ロッカー問題は対立にて終了! 今後は新たな場で再度議論することを通告しました!